

松戸市教育委員会会議録

令和4年7月定例会

松戸市教育委員会会議録

令和4年7月定例会

開 会	令和4年7月13日 (水) 午前9時36分		閉 会	令和4年7月13日 (水) 午前10時55分		
署名委員	教育長 伊藤 純一		委 員 山形 照恵			
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	教育長職務代理者 山形 照恵	○		
	委 員 武田 司	○	委 員 中西 茂	○		
	委 員 伊藤 誠	○	委 員 和座 一弘	○		
出席職員	内訳別紙のとおり					

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和4年7月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	藤谷 隆	22		
2	学校教育部 部長	西川 康弘	23		
3	生涯学習部 審議監	小林 清	24		
4	学校教育部 審議監	堤 和子	25		
5	教育総務課 課長	三根 秀洋	26		
6	” 専門監	壁 和宏	27		
7	” 補佐	永淵 智幸	28		
8	” 主幹	小河 孝紀	29		
9	” 主任主事	斉藤 晃	30		
10	学務課 課長	石橋 聡	31		
11	” 専門監	大場 慶育	32		
12	” 補佐	御園生 朋寛	33		
13	” 補佐	茅野 真貴子	34		
14	” 補佐	萩原 弥生	35		
15	” 主任主事	増田 奈々	36		
16	文化財保存活用課 課長	関根 嗣人	37		
17	” 主幹	橋本 欣之	38		
18			39		
19			40		
20			41		
21			42		

令和4年7月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和4年7月13日(水) 午前9時30分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

(2) 報 告 等

4 その他

令和4年7月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第18号

松戸市教育功労者の表彰について (学務課・学校保健担当室) … p1

② 議案第19号

松戸市学区審議会委員の委嘱について (学務課) … p4

③ 報告第5号

臨時代理による処分の報告について (学務課) … p6

④ 報告第6号

臨時代理による処分の報告について (教育総務課) … p8

(2) 報告等

① 紺綬褒章伝達式について

(文化財保存活用課) … p10

教育長 時間が遅くなりまして申し訳ありません。

傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議には、現在、4名の方から傍聴したい旨の申出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 ただいまから令和4年7月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山形委員にお願いします。よろしくお願います。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案2件、報告2件、報告等1件となっております。

このうち、報告第5号及び報告第6号は人事に関わる案件となります。したがって、これらの審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決を取らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、報告第5号及び報告第6号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、報告第5号及び報告第6号の審議は秘密会といたします。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、報告第5号及び報告第6号を秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、報告等とその他につきましては、秘密会とした議案の前に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、報告等とその他につきましては、報告第5号及び報告第6号の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は、武田教育長職務代理者をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第18号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

議事の進行に際しまして、新型コロナウイルスの感染症予防のため、適宜換気を行いますのでご了承ください。

初めに、議案第18号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学校保健担当室長、お願いいたします。

学務課学校保健担当室長 議案第18号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。

松戸市教育委員会表彰規則第2条及び第4条に基づき、令和4年5月9日にご逝去された学校歯科医の藤原陽二先生に感謝状を贈呈するものでございます。

松戸市教育委員会表彰規則第2条は表彰の基準となっており、第6号の多年にわたり学校における保健管理に貢献した者に該当します。また、藤原先生は表彰の前にお亡くなりになっていることから、亡くなった方への表彰の方法といたしまして、第4条の追彰を適用し、死亡の日前に遡って表彰し、感謝状及び記念品をご遺族に授与するものでございます。

先生のご経歴等につきましては、推薦調書に記載のとおりでございます。

先生には長い年月にわたりまして、学校保健の管理と指導のためにご尽力をいただきました。このことに対しまして、感謝の意を表するため、ご提案申し上げる次第でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第18号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

何かご質問等ございますか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 では、質問、ご意見ございませんようですので、これをもちまして終結といたします。

これより議案第18号を採決いたします。

議案第18号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第18号は原案どおり決定いたしました。説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

◎議案第19号

教育長職務代理者 次に、議案第19号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いします。

学務課長 学務課長の石橋と申します。よろしくをお願いいたします。

議案第19号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

松戸市学区審議会委員の任期は、松戸市学区審議会条例第3条の規定により、令和3年7月2日から令和5年7月1日までの2年となっておりますが、人事異動などにより、条例第3条第2項の規定をもって任期満了を待たず辞任された委員がおり、現在3名が欠員となっております。

松戸市学区審議会は、学区の設定が適正であるかを審議していただく諮問機関でございます。委員に欠員が生じることで、審議に支障が生じることを避けるため、条例第4条の規定をもって委員を補充するものです。

資料5ページの松戸市学区審議会委員名簿をご覧ください。このたび選出させていただく委員をご紹介しますいただきます。

第1号委員、齋藤則夫様でございますが、今年度より松戸市立松戸高等学校長に就任されました。第1号委員につきましては、知識経験を有する者として、松戸市学区審議会運営規

則第2条に規定されております。松戸市立松戸高等学校長は、小中学校の学区に直接的に関わることはありませんが、市内全体を広い視野から客観的にご審議いただけるものと思えます。また、中学生が市内全域から市立高校へ進学していることもあり、小中学校との連携や関係の深いことから選出させていただいております。今回、人事異動で退任された前風戸委員に代わり、選出させていただきます。

次に、第2号委員、南進史様でございますが、今年度より松戸市立松飛台小学校長に就任されました。第2号委員は、条例第2条第2号の規定に基づき、学校長の代表としておりますことから、松戸市校長会へ委員の推薦を依頼し、南様をご推薦いただきましたので、人事異動で退任された前西田委員に代わり、選出させていただきます。

次に、第4号委員、鶴見公様でございますが、昨年度、前遠藤委員がご逝去されたため、住民代表である4号委員が欠員となっております。第4号委員は、条例第2条第4号の規定に基づき、住民の代表としておりますことから、松戸市町会・自治会連合会へ委員の推薦を依頼し、五香松飛台地区長である鶴見様をご推薦いただきましたので、委員として選出させていただきます。

なお、任期は、松戸市学区審議会条例第4条第2項の規定に基づき、前任者の在任期間となりますので、ご承認いただいた日から、令和5年7月1日まででございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第19号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

和座委員。

和座委員 学区の設定の適正を期するための諮問機関ということですがけれども、具体的に、学区のどういった問題点について、今までの実績として、どんなお話し合いが年に何回ぐらいあるのか、ちょっと具体的に教えていただけないでしょうか。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 まず、学区の審議に関する内容でございますけれども、過去におきましては、東松戸小等、地域の開発によって大きく学区が変わる場合の件が一つ、それから、近年、特別支援学級の新設が進んでおりますので、新たに特別支援学級が新設された場合に、学区を見直して検討していくということが内容になっております。また、近年、住宅、宅地等が開発されたところによって、また新たにその学区の線引き等、あと入り組んだ学区等が出てくるところもありますので、そのあたりを見直していくということで考えているところでございま

す。

昨年までは、基本的には特別支援学級の新設が主でしたので、1回開催だったんですけれども、今年度は7月と1月の2回、回数を増やして検討していく予定でございます。

以上でございます。

和座委員 どうもありがとうございます。

教育長職務代理者 中西委員。

中西委員 中西です。

皆さん、広い視野でご判断なさるので問題ないのかもしれませんが、新しい委員の方の中で、南さんが松飛台の小学校の校長先生で、鶴見さんが五香松飛台地区長ということで、地域が重なるのかなという気がするのですが、これは問題ないということよろしいですかね。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 ただいまのご質問でございますが、地域的には大変近い地域ではございますが、2号委員の推薦の意味合いと、また4号委員の地域からの選出ということの意味合いの中で、2号委員の南委員につきましては、学校長からの推薦ということでございまして、市内全域の小学校のほうの内容について確認ができますので、その中で審議していただくということです。それから、鶴見委員につきましては、地域の代表として、特に五香松飛台地区に特化してということでご審議いただく形になりますので、それぞれの視点、視野が違うところがございますので、適正と考えております。

以上でございます。

教育長職務代理者 山形委員。

山形委員 山形です。

今の中西委員のところと少し重なりますが、4号委員の部分で、今回、鶴見委員が新規なので、五香松飛台地区長となっはいるんですけども、ほかの4号委員さんたちがというのが、町会がいろんな多分地区に分かれているとは思いますが、その部分はバランスよく考えられて配置をされているのかというところを確認したかったです。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 4号委員につきましては、松戸市町会・自治会連合会に依頼しまして、委員の推薦をいただいているところでございますが、市内全体を見渡したときに、若干、東部地区の方面、その辺りが、内容のところ不十分なところもあるかもしれないということも考えられますので、その辺りも今後、人口の増加の見られる地域でございますので、次期改選時に

は、また委員の推薦について、ちょっとご相談をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 ほかにございますでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 よろしいですか。

ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

議案第19号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第19号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

◎報告等

教育長職務代理者 それでは、会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更し、秘密会の前に報告等、その他に移ります。

それでは、報告等としまして、紺綬褒章伝達式についてです。

文化財保存活用課長、お願いいたします。

文化財保存活用課長 おはようございます。

紺綬褒章伝達式、ご遺族から板倉鼎・須美子作品283点寄贈についてご説明いたします。

松戸ゆかりの画家、板倉鼎・須美子作品・資料につきましては、平成3年度から調査を始め、これまでも板倉鼎の妹様である弘子様から作品の寄贈をいただいております。今回の寄贈につきましては、弘様がお亡くなりになられたことに伴い、ご所蔵作品を、弘様の長女である神崎眞子様、弘様の次男の息子様である板倉剛様が相続され、本市へは283点、合計評価額1,066万5,000円の作品を寄贈いただきました。

本市といたしましては、このたびの寄贈に対し、500万円以上の寄附をした個人に贈られる紺綬褒章の内申を国へ行いましたところ、千葉県を通じて授与されましたので、7月4日月曜日14時から、市長室におきまして伝達式を執り行い、松戸市長から神崎眞様に褒状並びに褒章をお渡しいたしました。

なお、板倉剛様につきましては、お仕事の都合により伝達式を欠席されましたので、昨日、文化財保存活用課職員がお伺いし、ご本人にお渡しいたしました。

ご寄贈いただきました作品につきましては、一部を市立博物館で本年9月に開催を予定しております展覧会に出品いたしますので、ぜひご観覧いただきたいと考えております。

紺綬褒章につきましてはの報告は以上となります。

あと、ただいま3点のチラシをお配りさせていただきましたので、簡単にご説明させていただきます。

まず、1枚目、A4の両面のものです。こちらは7月16日土曜日から、松戸市立博物館で開催予定の館蔵資料展「古文書をみる 絵図をよむ」というものです。江戸時代の主に名主さんの家にあった古文書ですとか絵図に焦点を当てた資料展となっております。会期が8月28日日曜日まで、こちらは入館無料となっておりますので、ぜひご覧いただければと思います。

続きまして、2点目、A4の片面のものです。令和4年度戸定歴史館企画展、こちらも同じく7月16日土曜日から「古写真でみる徳川昭武の生活とその視線」をテーマに行う資料展となっております。こちら、会期は、展示替えも含めまして、12月25日までと長い期間となっておりますので、お時間ありましたらお運びいただけたらと思います。

最後3点目、A4の赤いチラシですね。こちらは社会教育課所管のものにはなるのですが、松戸市美術展ということで、こちらは7月26日から8月7日まで、松戸市文化ホールで開催されるものですので、併せてご案内させていただきます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 では私から一言。

紺綬褒章の伝達ということで、本当におめでたいことだと思います。板倉鼎さんと須美子さんの作品につきましては、この1回に限らず、随分と長い年月にわたりまして、松戸市の学芸員がすごく丁寧な関わりを持って、信頼関係を築いて、この点数以上のものをもう既に寄贈していただいております。紺綬褒章という形で締めくくれたということは、非常にいい関係が築けたのかなと想像いたします。この申請をしてくださったことに対して、非常にありがたいと感じておりますとともに、市長との伝達式の写真とともに、ぜひ作品も広報のほうに掲載していただけたら、より秋の企画展につながるのではないかと想像いたします。

本当にいい形で終われたことがありがたく思います。ありがとうございました。

以上でございます。

◎その他

教育長職務代理者 そのほかに移ります。

事務局より何か報告はありますでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 委員の皆様から、山形委員と中西委員より報告書をお預かりしておりますので、先に山形委員から。

山形委員 山形です。

7月4日に第一中学校で行われた言語活用科の授業を2年生と3年生の1コマずつの授業を見学させていただきましたので、簡単に報告にまとめましたので、発表させていただきます。

毎年、計画訪問などで学校に伺うときは、全ての教室を回りますので、長くて5分、短い数分の時間で生徒さんの様子を見ることしかできなかつた部分を、今回、機会を設けていただいて、50分ずつ見学させていただいたことを感謝いたします。

3年生と2年生の授業を見せていただきました。3年生は、絵画を活用した言語活用の授業で、アートを活用したコミュニケーションの授業。1つの絵画を見て意見を言い合うところは、学力の差がなくても、対話的に学ぶことが有効で、いいなと思いましたが、積極的に話せる子と話せない子がいるという様子も捉えることもできました。その部分をICTの活用も広げていくと、より深まっていくことも、別の視点で見えていました。

2年生は、三段論法という授業を聞かせていただきました。私も勉強不足で初めて聞くような内容でした。今の中学生たちというのは、18歳成人が適用されるところで、文章の誤読による、契約を勧められて間違っただけのものがあるとか、そういうような部分のところで、論法の部分を正しく知ることというのを学ぶ機会があるというのはいいことだなと思いました。3年生も2年生も、どちらの先生も生徒たちを引き出す能力の高い先生たちで、聞いていて引き込まれるような授業スタイルだと思いました。

全体の振り返りの中で、繰り返しもなりますが、5教科以外で学びが深められることとか、コミュニケーションって本当に大切に、コミュニケーションを学ぶということがないの

と、時代は変わって、家族一人一人がそ端末を持って、会話をする機会がとても減っているとは思いますが。学力の差異なく対話をするようなところの時間を取れることというのは、とても重要だと思ったのと同時に、ほかにも、型を持って話すのだけではなく、自由な対話の時間も取れるといいと思いました。

授業を見ていく中で、ワークシートに書くのが苦手な生徒さんもあるんじゃないのかなと思いました。今回の授業の中ではなかったんですけども、合理的配慮のところ、タブレット端末を活用しているようなシーンはあるのかなと思ったり、漢字の書き方が分からなくて、それを手元にあったタブレットで検索して書き込んでいた生徒さんがいらっしまったので、そういうような活用もどんどんしていくといいのかなというのを、なかなか短時間の見学では気づかないところで見るところができました。もう既にそういうタブレットの導入もしながら、言語活用もされている部分も多数あると思いますけれども、そんなシーンを感じました。

苦手感を払拭するために、1人の先生はすごく短い時間で近くの子と話し合ってくださいというような形の行動が見られたのは、とてもいいなと思いました。

全体を通して、こういうようにコミュニケーション、言語を活用することというのは、今の中学生、特にコロナになって、普通の会話自体もすごく減っているのも何か話すのも気構えてしまうようなシーンがあったりとか、それをこの2年、3年近くなりつつある現状の中で、言語活用の授業を通して経験することがいいなと思いました。あとは書くことの苦手感、学力調査等でも、書くことが今の子どもたちというか、大人もそうかもしれないと思います。メンタルケアの部分で、日記やポジティブなことを書くことって、認知行動療法の一つにもなったりしているというのが最近の流れで出てきています。

スリー・グッド・シングスという精神科医の先生がかなり勧めている手法になっています。3ついいことを日記に書く、3行日記なんていうのもたくさん書籍が出ていますけれども、そういうのを子どもたちに勧めたりとか、あとは心理的安全ノートというのもとてもいいなと思って、脳科学の視点なんですけれども、そういうようなこともまた取り入れていただくと、メンタルケアにもつながっていく言語活用科というか、対等に話すことが自由になって、いろんな問題の中でも、傍観者をつくらないような仕組みだとか、心のケアを自分で言語を使ってできるというような広がりも見せていくんじゃないのかなと思うような時間になりました。ありがとうございました。

以上です。

教育長職務代理者 それでは、中西委員。

中西委員 私も7月4日に言語活用科の授業を初めて拝見しました。就任以来、ぜひ一度見せてくださいということをお願いしては、ようやく見ることができたということで、限られた時間ですけれども、改めて狙いというか、狙いととも、こういう授業が大切だということを確認させていただきました。まず、それが大枠です。

総じて感想として申し上げておきたいのは、絵画を分析しようという授業と三段論法で考えるという授業ですけれども、この授業だけではなくて、ほかの授業、ほかの教科、科目とどう影響し合っているのかなということが一つやっぱり気になりました。そこまではなかなか詳しくお聞きすることはできないわけですが、絵画を分析しようという授業であれば、美術の先生とどんな意見交換があるのか、あるいは美術の授業がどう変化しているのかとか、そういうようなことが気になりましたし、三段論法あるいはその後のご説明で、書く力を重視しているんだということをご説明いただいたんですけれども、そうすると、こういう授業とその他の国語の授業、あるいは作文等の指導がどんなふうに関連しているのかなということが気になりました。

当然、そのような点はお考えだと思うんですけれども、ぜひまたそういうことも含めて、知る機会を設けていただければありがたいなと思います。

以上です。

教育長職務代理者 ご一緒に参加された伊藤委員。

伊藤委員 私も言語活用科の視察をさせていただきまして、本当によかったと思っています。

特に言語活用科というのは、何となく言葉の上では分かって理解していたつもりなんですけれども、初めて授業を実際に見せていただいて、実際の問題としてよく理解することができたというふうに思っております。

特に扱っているテーマが、全ての教科に関係する、ものの考え方や表現の仕方とか、いろんなものに共通するテーマですので、そもそも言語活用科を教えている先生も、国語の先生もいれば、ほかの担当の先生もいるというようなことで、そういったバリエーションでいろいろやっているんだと思います。今回は絵画でのいろんな分析、それから、もう一つは三段論法という言葉だったんですけれども、全ての教科に適用されるものの考え方であり、表現の仕方であるので、そういったものを取り上げて、独立した一つの教科として教えるというのは、非常にいいことだと思います。これからも、そんなに拡大はできないでしょうけれども、いろんな形で継続してやっていただければ、子どもたちのそういうものの発表の仕方

あるとか、ものの考え方、分析の仕方とか、そういったものが身について、いろんな教科にも役立っていくのではないかなというふうに感じました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

私からもすみません、ちょっといいですか。

参加させていただきました。見せていただいて、非常に有意義な時間をありがとうございました。国語的な科なのかなと思っていたのですが、そうではなくて、美術とか総合、あるいは生活に関わる授業に直結するようなテーマを選んでいるところが、すごく好感いたしました。できれば、これからテキストを作っていく中で、他の学科の先生たちがそこに参加するようなことをもってより連携できたら、なおすばらしいものができていくのかなと想像いたしました。本当に見せていただいてありがとうございます。

和座委員。

和座委員 私、ちょっと参加できなくて申し訳なかったんですけども、今の話を聞いて少しお話しさせていただきたいです。この場合、ディスカッションというのが非常に大切ですけども、その場合、話せる子と話せない子が出てくるという話で、山形委員のほうでちょっとそういう問題点を指摘なさっていましたが、いろいろと絵画を見ながらディスカッションするときのイメージとして、それを見ながら、先生が皆さんに話を聞きながら、皆さんから話が出てくる、そういうふうなコミュニケーションのやり方だけではなくて、例えば子どもたち同士で話をするとか、その中のグループの中で話をして、それをまとめてあげるグループワークみたいな方法ですよね。よくやられますけれども、そういった方法だとか、あとICTを使いながら、全体的に意見を吸い上げる方法というのをご指摘なさっていただけですけども、そのあたりのことを含めて、このディスカッションをする促進というか、そういう部分での工夫というものについて、この授業の中で何か示唆的なものがあったのかどうか、ちょっと教えていただければと思います。どうでしょうか。

教育長職務代理者 どなたが答えていただけるのでしょうか。

学校教育部長。

(「今は誰もいない」の声あり)

教育長職務代理者 いらっしゃいませんか。

学校教育部長 すみません、ちょっとその日、授業見ていないので、ちょっと内容把握しておりません。申し訳ございません。

教育長 言語活用科をつくった課長でした。言語活用科のカリキュラムの中に、今、和座委員が質問された内容もあります。幾つも分かれているので、そもそもランゲージアーツという欧米の言語指導の中の日本にはない、まさにディスカッションする授業、それからさっきの絵画の分析というのは、要するに情報の分析をどうやって他者に伝えるかという授業なんです。

文章を読んでも同じです。文章から得た情報をどうやって相手に分かりやすく伝えるかという授業とか、そういう写真とか絵画とか、目で得た情報をどうやって見ていない人に伝えるか、そういういろんなカリキュラムがあって、それをランゲージアーツ。【言語技術】というふうに日本語にはなっているんですけども、それは商標権が別にあるので、その言葉は使えませんので、言語活用科の日本語分野という形で、松戸市なりに下ろして、同じというか工夫を加えて、別枠にカリキュラムをつくって、さっき出てきたように、三段論法の授業とか絵画の分析という授業とかいろんな形で、小学校からやっています。国語科ではそれまでは、言語活用科を導入した10年ぐらい前までは、国語科の中の教科書の中には一切なかったんです。そういうものが。今はあります。文科省も徐々に取り入れてきているので、何回かの教科書の改訂のときにじわじわと、特に国語科の教科書の中にそういう分野は入ってきています。やっとなら日本全体でも、こういった言葉で論理的な思考とか批判的な思考とか、そういうことができる素地をどうやってつくったらいいかという、そういうことが増え始めてきていると思います。

とはいえ、皆さんの感想にも出ているように、全教科になかなか広まっているという状況までは、まだまだ何歩もありますし、中心的な存在の国語科の中に、ランゲージアーツの全分野が入っているかという、まだまだ足りない。なので日本語分野、松戸市の言語活用科の日本語分野はまだ、私としては残念ながらなんですけれども、残念ながら続けていかなきゃいけないのかなというふうに思っています。今も皆さんからご感想いただいて、それもヒントに毎年度カリキュラムを少しずつ変わっている、今の皆さんから出たことを学習指導課に伝えたいと思います。

和座委員 ありがとうございます。

前にテレビで、外国のいろんな例で、先生たちが子どもたちに何かテーマを投げかけて、みんなで話しているところを見ました。日本の場合というのは、一方的に受け身という感じがあるんですけども、みんなが生き生きとしながら、いろいろな問題点をピックアップしながら、先生と友達のように一緒になって話しているというのが印象的でした。そういうふ

うな部分をこういった言語活用科の授業の中で、いろいろと広げていくことが可能じゃないかなと思いますので、今、教育長がおっしゃることについて、ちょっと私なりに少し考えさせていただきました。どうもありがとうございます。

教育長職務代理者 いろんなご意見ありがとうございます。

次に、中西委員からもう一点、お願いいたします。

中西委員 もう一点、文書のタイトルとしては、行政文書に関するご報告とご提案というふう
に書いてあるんですが、たまたまといいますか、教育事務学会という学会に参加して、これは個人的な話なんですけれども、そこで京都市教育委員会の取組というのを知る機会があつて、そこで働き方改革担当の部長さんが、学校に流す文書をちゃんと伝わるだろうかとチェックして、時には突き返すというようなことまでやっている。

要は、受け取る側がちゃんと理解できているだろうかと。受け取る側の立場に立って見直して、それを書き直しさせているというような話がありまして、冒頭にちゃんと大事なことが書いてあるとか、今までと違う部分はどこかということをはっきり分かるようにしているとか、言われてみれば当たり前の話なんですけれども、文書というものがやたらと多い中で、多忙化の一因になっているということも言われていますので、そこを参考にできないものかと。

担当の方を置けとまでは言いませんけれども受け取る側が分かるだろうかという意識で、そういう文書を作っていたきたいなということもあって、ここに書いたんですが、というのは、と同時に以前からちょっと気になっていたのは、教育委員宛てにたくさん文書が来て、ここに書いてあるのはちょっと不正確なんです、実は県の中学校の総合体育大会の視察と、それから、その松戸市の予選会の視察について相次いで文書をいただいて、参加しませんかという、出欠席をご連絡くださいという文書をいただいたんですけれども、逆にこちらはシンプル過ぎて、要は何を視察、見てほしいのか、あるいは、県の大会の場合は幕張まで行くんでしょうかね。その場合、朝、相当早い時間に市役所に集まれということになっているみたいですが、一体何を見るのか、有望な選手がいるとか、そういう新しいスポーツがあるからそれを見ろというのか、あるいは運営状態とかそういうようなことを見るのか、いろいろ視点はあると思いますし、足を運べば気づくことはあると思うんですけれども、ただあまりにもシンプル過ぎて、説明がないままです、これで出欠を回答しろと言われてもなかなかという印象を持ったんですね。

なので、こういう文書が、過去にも何通か頂きましたけれども、例えば、コロナで来賓は

呼んでいませんので出席していただけないですけどという文書を頂き、終わった後には、無事終わりましたみたいな文書もまた頂き、それぞれみんな公印を押して、そういう文書を作られているわけですが、どうも形式主義に陥っていないかということ、改めてちょっと考えていただけないかということをおもいました。

つまり、教育委員会議の出席自体も、メールでもう今やり取りをしている時代ですから、こういうものもメールで、あるいは、こんな行事がありますので参加できたらどうぞというような、メールで済む話だと思いますし、そうでないのであれば、何らかの意図を持って、ここを見てほしいから出席できませんかというようなご説明があつてしかるべきだと思うんですが、一体そもそもこういう文書をどれくらい流されているのかなと、年間ですね。

そういうことも知りたいなと思ったので、細かい話ではあるんですけども、でも細かいけれども、実は大事なことではないかなと思ったので、ご提案申し上げました。皆さん、どう考えるかというの聞いてみたいと思います。

教育長職務代理者 今のご意見に何かございますか。

山形委員。

山形委員 山形です。

今、中西委員がお話ししたところ、私も、それぞれがどのように暮らしているかにもよるんですけども、私、40代の世代としては、メールでのやり取りとかでも可能なことは多数あるかなというのはあたりはするので、そのような形に、形式的に前こうだったからこう、繰り返される、それこそちりも積もって切手代というところも、あとは逆にメールだと、確認しましたという返信だとか開封確認ができることがあるかもしれないメリットもあるのかななんていうのも、今、お話を聞きながら思っていました。

時代もどんどん変わっていきますし、ある市の教育委員の資料とか、何かタブレットを使っている市もたしかあったというのを聞いたことがあったので、そういうことに関しても、かなり今後、教科書の採択のときにすごく膨大な紙ベースのものを頂くんですけども、そういうようなこともデータで頂くことで、皆さんの負担感が減る。でも、そのデータを読むのが得意、不得意もあると思うんですね。子どもの読み書きのしづらさと一緒に、やっぱり紙のほうがいいという方もいれば、データでも大丈夫ですというような方もいると思うので、その辺なんかフレキシブルに今後やっていくのも新しい在り方、子どもたちもICT活用とっているんで、大人もICT活用というところや伝達の仕方の方法の変更なんか、柔軟にやっていただけるといいなというのを、中西委員が新しく入られて、こういう意見を言

っていただけてありがたいなと思って伺っておりました。

以上です。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご報告等……

(「よろしいですか」の声あり)

教育長職務代理者 和座委員、どうぞ。

和座委員 ちょっと私自身もなかなかこういうようなところに参加できなくて恐縮しているんですけども、できるだけ早い段階で、例えば1年間の中で、このときとこのときがありますよというふうな形でちょっと示していただくとありがたいです。皆さん、多分お忙しい方が多いと思うんですね。もう予定が入ってしまって、なかなか出席できないということもあるんじゃないかと思います。前もって、この部分はぜひ聞いてもらいたいとか、この部分については、この方に、入ってもらいたいとかということを考えていただいたグランドデザインというのかな、少し大きめのデザインの中でできるだけ予定を組み入れていただくような、そういうふうな配慮もしていただければ、より一層教育委員の皆様が入れるんじゃないかなというふうに思います。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

伊藤委員。

伊藤委員 今、中西委員から提起された、いわゆる行政文書というのは、やっぱり過去の流れとか、過去の実績を踏まえて、毎年毎年やっていることなので、担当者としてはそれを踏襲していくという一つの流れがあるし、正式な公文書の番号を取っているわけですよね。

だから、厳密にそういう知らせをしたんだということを記録にきちっと残すためにも、行政文書として番号を取って、きちっと各関係者に送るという、どうしても行政マンとしての責務とか、それを従来ずっと何十年にわたって続けてきているので、それを変えるというのは本当に大変なことだと思います。さっきおっしゃったようなメールでやればいいといっても、メールというのは文書と全く形式が違うんですよね、個人からの発言になることが多いので言葉使いも恐らく違って来るだろうし、記録に残らないとか、紙の形でももちろん残らないので、それを本当にどうするかというのは、役所が本腰入れて考えなければいけないと思います。今回、判こをできるだけやめようということで、これもかなり大変だったと思うんですけども、そういったことで、やれないことではないので、今回のようなご案内という文書も含めて行政文書をどうするか考えていただければと思います。

今回のご案内についていえば、本当に教育委員に来てもらわなきゃいけないのであれば、この紙1枚で恐らく済ませないと思うんですよ。私の経験からいうと、紙1枚でぽつと来たようなものは、もちろん自分の都合がつかなければやめるけれども、場合によっては自分の都合を変更してでも参加しなきゃいけないかどうかという判断は、紙1枚だったら、そこまでしなくてもいいのかなあと思うんですよ。あと、例えば、松戸の運動公園でやるというのは、松戸の生徒だけですし、私はすぐ行けるので、空いていればできるだけ行くようにしようということで、紙1枚で来て行くようにはしていましたけれども、今回提案された千葉市で県の全体でやるというのは、千葉市のほうまで行かなきゃいけないので、それはなかなか大変ですよ。

ですから、松戸の教育委員として、本当に行く必要があるかどうかというのは、できれば教育委員会の事務局のほうから説明してもらって、今回はこういうのがあるんで、ぜひ都合がつけば行ってほしいという、何かご提案があれば、私も空いていればぜひ行くと思うんですけども、そういう説明がなくて、単に紙1枚で来たようなものであれば、千葉市まで行くのは何だなということで、さらに朝8時に集まらなきゃいけないというんだったら、ちょっとあえて行かなくてもいいかなというふうな判断をしてしまうんですよ。

ですから、出しているほうは恐らくそういうルーティンというか、毎年毎年やっているのでも今回も出しましたという、文書番号を取って、そういうことだろうと思うんですけども、受け取ったほうは、我々の独自の判断で、恐らくそういうふうにやっていたのかなというふうには思っています。

ですから、もしそれを変えるんだったら、これをどういうふうに取り扱うかというようなことで、改革していただきたいと思います。

教育長職務代理者 伊藤委員のお言葉を受けて、ほんのちょっとだけ。

体育大会とかの内容が分からないという話出ていたんですけども、そういう疑問を抱かずに、私は何度か行っているんですけども、行けば分かる部分もあったりするのが現実で、何を見ていいかじゃなくて、感じに行くんだと私は思っています。何を見てほしい、それが根拠がなければ行かないということではなくて、ただ単に子ども達のパワーであるとか、あるいは運営のスマートさであるとか、至らなさであるとか、違う目的で行ったんだけど、設備の不備だったりとか、ちょっとこの時に気になっているものが後々議案として、改修工事の話が出てきたときなどに、あ、やっぱり気にされていたんだなと思ったりとか、そういう気づきを一緒に感じるために、いろんなことに参加してもいいですよというふうに、

私たちが許されているんだと、私は捉えています。

なので、行かなければいけないとか、何を見てほしいじゃなくて、もしよかったら見てもいいですよという許可だと私は思っていたので、あ、そういう視点もあるのかと思って、今ちょっと改めてもうちょっと深い視点で見なきゃいけなかったのかなというふうに、若干反省をしながらお伺いしていました。そうでなくても、学校訪問もそうですけれども、何度も行っているうちに、少しずつようやく気づけることが増えてきたけれども、最初のうちは何も分からずに回らせていただいていたいました。

回っていく中で、各学校がこんなに違うんだということを実感で感じる、それが最初で、そのうち、先生によって随分授業が違うとか、学校の展示物ってこういうのがああだのこうだのって、いろんな勝手な意見が自分の中で育っていく機会を与えていただいていると思っています。私は、この会議以外の枝葉の部分というのは、逆に教育委員会の事務をやっていらっしゃる皆様からご提案としてこういった、展覧会もそうですけれども、もしよかったら、見ると、わたしたちの松戸市に対する理解が深まりますよという意味で、ご提案していただいていると思っています。

なので、その文書の在り方とか、報告の仕方のICT化とか、そういう問題点とは違う捉え方も必要だと思うんです。私は個人的にはそう思っております。

以上です。

(「部長2人から取りあえずコメントを」の声あり)

教育長職務代理者 生涯学習部長、お願いいたします。

生涯学習部長 生涯学習部長でございます。ありがとうございます。

中西委員からご意見を2点いただきまして、1点目は公文書の分かりやすさということと、2点目は教育委員の方々とのコミュニケーションとして、様々な伝達方法の工夫をしていくことかと思えます。1点目の公文書につきましては、市役所や教育委員会の行政執行に当たりましては、分かりやすさの取組をまいりました。市民に対して表現を分かりやすくとか、そういったことも公文書の手引などで更新をされまして、伝えてはいるところでございますが、一方で、今回、公文書としてお出ししたものが分かりづらいということですので、研修や指導を引き続きやっていく必要があると考えております。

2点目の教育委員の先生方とのコミュニケーションということで、今、様々なご意見をいただきました。私どもとしましても、そういったご意見を整理しまして、どういった形でお伝えをするのか検討してまいります。先ほど武田委員からも会議以外のところでご意見を聞

くという旨を頂きましたので、ご意見をいつでもお寄せいただければ、ありがたいと存じます。今日伺った内容については、整理をしまいたいと考えております。

以上でございます。

教育長職務代理者 よろしくお願ひいたします。

学校教育部長、お願いします。

学校教育部長 学校教育部長です。ご意見いただきまして、ありがとうございます。

今年度、教育委員会、組織改編を行いまして、今までとは違う組織で4月からスタートしました。3か月たったところで、第1回目の見直しを学校教育部内の課長たちにするような検討会議を持つということで、今、ちょっと課長たち、4月から新しい組織の課題の洗い出しを今しているところで、始めたばかりなんですけど、しております。8月には、その会議を行う予定であります。

その中に、今の文書も含めた公務の整理、教育委員会内の働き方改革を含めた公務の整理の検討も、その事項に入れておりますので、今のお話を受けまして、さらにこちらから発送する文書、または在り方、そういうところを、生涯学習部ともそろえながら、やっぱりやっていかなくちゃいけないなというところは、今、すごく感じたところがございます。ですので、その辺ちょっとこれから検討を始めていきたいなと思っていたところでしたので、今のご意見を、いただいたところを加味しながら、検討を進めていきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

教育長職務代理者 よろしくお願ひいたします。

教育長。

教育長 まずは、ちょっと言い訳というか、シンプル過ぎる内容の理由というのは、実は私もどこを見に行くか分かりません。毎年、毎年というか去年、おとしはコロナで見に行けなかったんですけども。どこが勝っていくかとか、どの選手が残っていくかによって、次の日にどの会場を見に行けばいいかというのは、恐らく前日に担当が判断するんだと思います。

県大会の場合はさらに、どこが勝ち残って、どういう組合せで、当たったらこの試合がおもしろそうとか、いや、この何時のレースが、これがデッドヒートでおもしろそうとか、そういうのを分かった上で、前日に、「では、市原のほうから回しましょうか」とか、千葉市だけじゃなくてもっと広いので、ここからこうとかというコースが決まるので、なので、取りあえず確定しているのは、朝8時、運動公園に集合と、そこだけ。そこだけが確定なん

です。なので、シンプルな案内で、すみません、そういう内容です。

とはいえ、総論ですけれども、実は相手の身になってというふうな、文書に限らず、市の職員の対応については、たしか去年もおととしも年頭の講話なのか、年度初めの講和なのか、どちらかで2年ぐらい続けて言った記憶があります。やはり市行政の、私はこれは大きな課題だというふうに今も認識しています。中西委員ご指摘のように、その部分はなかなか進んでいかない。やっぱり公文書の在り方をきちっと考えるに当たっても、あるいはもっと広く電話対応とか、あるいは対面での対応を含めて、市民の方々との接し方、それからこうやって一つ一つの仕事の中における接し方というのは、やっぱりまだまだ大きな課題なんだなということを認識いたしました。その辺は、今、部長2人からもありましたように、さらにいい方向に向かえるように、いろんな知恵を絞っていきたいと思います。

傍聴人の方々もいらっしゃるので、改めて申し上げたいんですけれども、恐らく全国の中で、こういうふうに教育委員の方々からご意見が出てくる教育委員会会議というのは、もうほとんどないだろうな、あまりないじゃなくて、私はほとんどないだろうなと思っております。形式的といいますか、それこそ公文書じゃないですけれども、右から左という議論は、議論というのかな、そういう会話の中で教育委員会会議が行われるのが多い中で、こうやって委員の皆さんから本当に建設的なご意見をたくさんいただけるという、各委員の方々に、こういう時間をつくっていただいたということについては、感謝いたします。ありがとうございました。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 まさしく今、教育長おっしゃったように、例えば8時に松戸市役所に集合ということを書いた後に、実際、始まるのは9時だけれども、組み合わせ等が分からないので、そのときの状況において見るものもいろいろ変わりますとか何か、ほんの一、二行書いていただけるだけでよく分かると思うんで、その辺をちょっと工夫していただければと思います。

教育長 そうですね。そこが相手の身になっているかどうかの差なんですよ。そこ、もうちょっとなんですけれどもね。頑張りたいと思います。ありがとうございました。

教育長職務代理者 また新たな視点でのご報告、ご提案いただきまして、中西委員、ありがとうございました。

教育長職務代理者 では、続きまして、報告第5号及び報告第6号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、報告第5号及び報告第6号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席をお願いいたします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、生涯学習部審議監、学校教育部審議監、教育総務課長、以降指定する職員は、各議案での入替えでお願いいたします。報告第5号は、学務課長、学務課課長補佐、報告第6号については、教育総務課専門監、教育総務課課長補佐、以上となります。

そのほかの方は、ご退席をお願いいたします。

(関係職員以外の職員及び傍聴人退席)

(以後、秘密会)

教育長職務代理者 秘密会にて、報告第5号、報告第6号につきましては承認されましたことを報告いたします。

本日本日予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長のお戻しいたします。

教育長 お疲れさまでした。

それでは、次回の教育委員会会議の日程についてお知らせします。次回の教育委員会会議は、令和4年8月10日の水曜日、午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催してはいかがでしょうか。よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長 ご異議がないようですので、次回、令和4年8月定例教育委員会会議は、令和4年8月10日水曜日、午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、令和4年7月定例教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時55分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員